

静岡海区漁業調整委員会規程（平成13年静岡海区漁業調整委員会告示）の一部を次のように改正する。

令和4年11月1日

静岡海区漁業調整委員会 会長 鈴木 精

改正前	改正後
<p>第1条 （略）</p> <p>第2条 会長は委員会を招集しようとするときは、あらかじめ議案事項及び委員会開催の日時並びに場所を公示するとともに、各委員に通知しなければならない。</p> <p>第3条～第11条 （略）</p>	<p>第1条 （略）</p> <p>第2条 会長は委員会を招集しようとするときは、あらかじめ議案事項及び委員会開催の日時並びに場所を公示するとともに、各委員に通知しなければならない。</p> <p><u>2 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。</u></p> <p>第3条～第11条 （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。